

聖籠町告示第108号

聖籠町都市計画法施行条例第3条第1項第2号の規定による認定基準を次のように定める。

平成29年12月28日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町都市計画法施行条例第3条第1項第2号の規定による認定基準

(趣旨)

第1条 この告示は、都市計画法施行条例（平成15年聖籠町条例第3号。以下「条例」という。）第3条第1項第2号の規定による条例施行日時点（建築基準表別表第2（い）項第1号及び第2号に掲げる建築物を建築する場合にあっては、平成30年1月1日）（以下「基準日」という。）において、現況有姿で宅地又は宅地状態の土地の確認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現況有姿で宅地又は宅地状態)

第2条 条例第3条第1項第2号に規定する現況有姿で宅地とは、それぞれの基準日において、次の各号のいずれかに該当する土地をいう。

- (1) 登記地目が宅地の土地
- (2) 宅地並み課税されている土地
- (3) 前2号のほか公共団体が宅地と判断した土地

2 条例第3条第1項第2号に規定する現況有姿で宅地状態とは、それぞれの基準日において、次の各号のいずれかに該当する土地をいう。

- (1) 登記地目が雑種地かつ都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第23条の規定により擁壁の設置が不要な土地
- (2) 建築物が現に存する土地又は存していた土地

(土地の確認方法)

第3条 前条に規定する土地の確認は、次の各号に掲げる方法により

実施するものとする。

(1) 公共団体が発行する証明書等による確認

(2) 現地調査による確認

(その他)

第4条 この告示に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年1月1日から施行する。